

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

(経済産業省)

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置		
税目	法人税		
要望の内容	<p>(情報通信産業振興地域)</p> <p>① 対象事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業へのインターネット付随サービス業（ASP 等）の追加 ・情報通信技術利用事業への BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の追加 <p>② 投資税額控除の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の拡大 機械等··15%⇒25%、建物等··8%⇒15% ・建物と建物付属設備同時取得要件の廃止 ・投資税額控除の法人税額 20%限度要件の撤廃 ・最低取得価格の引下げ 1,000 万円以上⇒機械等··280 万円以上、建物等··500 万円以上 ・取得価格上限（20 億円）の緩和 <p>③ 特別償却の新設（投資税額控除との選択制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償却率 機械等··50%、建物等··25% ・建物と建物付属設備の別取得の適用 <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>① 対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加</p> <p>② 対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター（個人情報保護データセンター等）等を追加</p> <p>③ 対象地域として、うるま市を追加</p> <p>④ 適用対象法人の要件緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新設から 10 年」を「認定から 10 年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ・「専ら」要件を緩和 <p>⑤ 所得控除率の拡大 35%⇒55%</p>		
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="padding: 5px;">▲428 百万円 (▲300 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲428 百万円 (▲300 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲428 百万円 (▲300 百万円)		

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいくことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、インターネット付随サービス業(ASP等)、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。

近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。

(2) 施策の必要性

投資税額控除等の税制インセンティブにより、沖縄における情報通信産業の更なる企業立地促進及び情報通信技術を利活用する事業の拡大を促進するとともに、所得控除等によって、セキュリティ確保等の基盤的IT企業の集積を推進する。

それにより、沖縄の地理的特性を活かして、情報通信サービスの安定的提供や海外との円滑な取引等を促進するとともに、ひいては国内企業の事業継続性の確保やアジア市場等へ進出する動きを支援し、日本経済の自律的な成長を図る。

(参考)

○ 新成長戦略(平成22年6月18日:閣議決定)

(法人実効税率引き下げとアジア拠点化の推進等)

日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人税実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。

(情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤)

情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる。

(情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化)

個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三倍増、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産業の創出に結びつける。子ども同士が教え合い、学び合う「協働教育」の実現など、教育現場や医療現場などにおける情報通信技術の利活用によるサービスの質の改善や利便性の向上を全国民が享受できるようにするために、光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める。

望に 関連す る事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		政策の達成目標	情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における ① 情報通信産業、情報通信技術利用事業を行う企業の集積 ② 新たな雇用者数の増加
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日
		同上の期間中の達成目標	情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における ① 情報通信産業、情報通信技術利用事業を行う企業の集積（150 社） ② 新たな雇用者数の増加（1 万 5 千人）
	政策目標の達成状況		情報通信産業振興地域が創設された平成 10 年度からの進出企業数 216 社進出（雇用者数 20,212 人）（平成 23 年 1 月現在）
			（投資税額控除額の見込み）275 百万円 （特別償却による所得税減税額の見込み）150 百万円 （所得控除額の見込み）3 百万円 （合計額） 428 百万円 算出根拠については、別添資料参照。
	有効性	要望の措置の適用見込み	法人税も含む税制インセンティブの強化により、沖縄における情報通信関連産業の企業立地や県内企業の事業拡大を促進し、沖縄県の自立的経済の構築や我が国の経済成長に寄与する拠点形成が図られることが見込まれる。 また、更なる基盤的 IT 企業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、他の産業の事業継続性確保等への波及効果が期待できる。
			情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における事業所税の軽減措置及び特別土地保有税の非課税措置、並びに課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置を要望
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし。

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし。
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の進展により、県内の情報通信関連企業にとっても、情報通信設備の継続的な更新は必須である。しかし、沖縄の情報通信関連企業の多くは、大規模投資をするような規模ではなく、また、インキュベーション施設等の建物を賃借して立地していることから、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となる。そのため、それらを踏まえた要件の見直しが必要である。 ・ 今般、震災を踏まえ、災害時のリスク分散、事業継続性の確保(BCP:business continuity plan)が改めて注目されている。沖縄は本土と距離的に離れており同時に大規模災害を被る可能性は低く、電力インフラも独立していることから、民間企業にとって、バックアップ機能を果たす役割が期待されている。 中長期的な観点から、そうした企業活動を支援するため、沖縄でバックアップセンター等立地のための税制インセンティブを与えることが必要である。 ・ また、近年、アジアなど海外とのデータ移送が増大している一方で、企業にとって情報漏洩防止の重要性が増しているため、セキュリティの確保されたデータセンターの需要が高まっている。 沖縄は国際的な情報通信のハブとして、外資系の立地も視野に入れた情報通信基盤の推進を図る必要があることから、外国法人も対象とすることが必要である。 ・ 沖縄においては、平成21年から沖縄IT津梁パークがITの集積拠点としてうるま市に整備されていることから、対象地区として追加することは適当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における投資税額控除制度の適用実績（平成14～21年度） <p style="text-align: center;">累計20件 2,324百万円</p> <p style="text-align: center;">(沖縄県によるアンケート調査による推計値)</p> ・ 情報通信産業特別地区における所得控除制度の適用実績 本制度を利用できる法人について、新設間もなく赤字企業が多いことや専ら要件等により、これまで利用実績はない。
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	情報通信産業振興地域が創設された平成10年度からの進出企業数 216社進出（雇用者数 20,212人）（平成23年1月現在）
	前回要望時の達成目標	平成23年：情報通信関連産業の雇用者数 22,400人

	前回要望時 からの達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	平成 23 年 1 月時点で、進出企業による雇用は 20,212 人に達してお り、県内情報通信関連産業への雇用者数は平成 23 年度目標の 22,400 人に、ほぼ達していると考えられる。 なお、前回要望時の達成目標は、平成 20 年 3 月、沖縄県の計 画により 33,700 人に上方修正されているが未達成となっ ている。しかし、直後の同年 9 月に生じたリーマンショックによ つて全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮する と、見直し前の当初目標をほぼ達成している現状は相当の成 果を得ていると判断される。
これまでの 要 望 経 緯		平成 10 年 情報通信産業振興地域 創設 平成 14 年 5 年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成 19 年 5 年間延長。情報通信業特別地区における認定法人 の所得控除の 5 年間延長及び拡充（常時使用人数要 件 20 名以上を 10 名以上）